

## パブリック・コメントで提出された意見とそれに対する県の考え方

案 件① 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し(案)について  
 実施期間 平成 24 年 12 月 28 日から平成 25 年 1 月 28 日まで  
 実施結果 個人 2 人、団体 1 団体から 4 件（内容は下記のとおり）

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
地球温暖化対策の視点からの検討が必要ではないか。	今回は、水質の改善状況を反映した類型指定の見直しを行うものですが、県では、再生可能エネルギーの導入促進や森林整備と都市緑化の推進等、地球温暖化対策に積極的に取り組んでいます。
意見提出者が行った調査において、一の谷川の BOD の値が環境基準値を超過していた。また、河川の水質は諸事情により大きく変動する。 このため、24 年度、25 年度データを収集した上で検討するべきではないか。	<p>環境基準は水域が通常の状態をもって判断するため、年間を通じ測定されたデータの 75% 水質値が基準値を満たしている、つまり、測定データの 75% 以上が基準値を満たしていることをもって、その水域が環境基準を達成していると判断すると環境省通知に定められています。このため、県では水域ごとに月 1 回（年間 12 回）の調査を行い、達成状況を判断しています。</p> <p>今回の見直しでは、更に自然環境による影響等も考慮し、国の見直しに係る評価期間に準じて、連続した 5 年間の水質変動により判断しています。</p> <p>一の谷川は、既に D 類型の環境基準を達成している状態が 5 年間継続しているため、達成期間を「直ちに達成」に見直す必要があると考えます。</p>
類型を指定する場合は、現在達成していることを追認するのではなく、達成できていない状況を、目標として指定すべきではないか。	<p>生活環境の保全に関する環境基準の類型の指定は、利用目的に配慮し、水質汚濁の状況等を勘案して、設定・見直しをすることとされています。</p> <p>今回は、利用目的に変更がありませんので、水質汚濁の状況等により国が見直しを行う場合の評価基準に準じて、見直しを行うものです。</p> <p>具体的には、連続した 5 年間以上、安定して上位類型を満たしている水域について、上位類型に見直しています。</p>
見直し案に暫定値撤廃の記述が必要ではないか。	<p>ご指摘を踏まえ、見直し案には暫定目標の記述を追加しました。</p> <p>なお、見直し案は県ホームページ    (URL <a href="http://www.pref.kagawa.lg.jp/kgwpub/pub/cms/detail.php?id=15916">http://www.pref.kagawa.lg.jp/kgwpub/pub/cms/detail.php?id=15916</a>) でご覧いただくことができます。</p>

案 件② 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)について

実施期間 平成24年12月28日から平成25年1月28日まで

募集結果 個人1人から1件(内容は下記のとおり)

ご意見(要約)	ご意見に対する県の考え方
公害対策にとどまらず、地球温暖化対策として取り組んでほしい。	今回は、「公害の防止等」を目的とした水質汚濁対策を強化するため、有害物質に関して一部改正を行うものですが、本条例では、「公害の防止等」の他に「地球温暖化対策」や「自動車等の排出ガス対策」等について定め、様々な視点から県民の皆様の健康の保護や生活環境の保全に努めています。